

古河電気工業株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、古河電気工業株式会社と称し、英文では、Furukawa Electric Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の各製品の製造および販売

- イ 金属の精錬、合金および加工ならびに化学工業
- ロ 電線、ケーブル、ゴム・合成樹脂製品ならびに電気機械器具および産業機械
- ハ 光ファイバおよび光ファイバケーブル
- ニ 送配電用機器、情報通信用機器および情報処理用機器
- ホ 医療用具、医療用機械器具、測定機器等の精密機械器具
- ヘ 半導体・化合物半導体用結晶材料その他電子工業材料
- ト 前記各製品の複合品ならびに部品、付属品および原材料

(2) 前号の製品で構成するシステムならびにその設備・装置の設計、製作、施工および販売

- (3) 電気、電気通信、建築、土木その他各種工事の設計、監理および請負
- (4) ソフトウェアの開発および販売ならびに情報処理・情報提供サービス
- (5) 発電ならびに電気の供給および販売に関する事業
- (6) 前各号に関連する技術その他の情報の販売および提供
- (7) 不動産の売買、賃貸借およびその管理
- (8) 前各号と関連を有するまたは経営上必要と認める事業に対する投資
- (9) 前号の投資会社の製品ならびにその原材料および部品の売買
- (10) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億5千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人および株式取扱規程)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取り扱わない。
4. 当会社の株式に関する手続きおよびその手数料については、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、前項の電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主またはその法定代理人が、代理人により議決権を行使しようとするときは、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名に限

り、これを委任することができる。この場合には、代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

2. 代理権の授与は各株主総会ごとにしなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(選任)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任は、累積投票によらない。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(報酬等)

第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によつて定める。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって当会社を代表すべき取締役を選定するものとする。

(取締役会の招集者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役の互選により定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(招集の通知)

第23条 取締役会招集の通知は、あらかじめ取締役会で定めた期日の場合を除き、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前に発するものとし、併せて議題をも通知するものとする。ただし、緊急を要する場合に

おいて、適当な方法により通知をなしたときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法および決議の省略)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数をもって決する。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役の責任免除)

第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠つたことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数および常勤の監査役)

第26条 当会社の監査役は、6名以内とする。

2. 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(選任)

第27条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会招集の通知)

第30条 監査役会招集の通知は、各監査役に対して、会日の3日前に発する。

ただし、緊急を要する場合において、適當な方法により通知をなしたときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議方法)

第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(監査役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第34条 剰余金の配当は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合（以下「配当金」という。）、その支払

開始の日から5年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 配当金には利息をつけない。

附則 変更前定款第14条（株主総会の参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有し、変更後定款第14条は適用しない。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|------------|
| 大正9年7月15日 | 昭和18年12月24日 | 昭和35年11月29日 | 平成11年6月29日 |
| 大正11年6月26日 | 昭和19年6月24日 | 昭和36年5月30日 | 平成12年6月29日 |
| 大正15年6月28日 | 昭和19年12月23日 | 昭和36年11月29日 | 平成14年6月27日 |
| 昭和5年12月27日 | 昭和20年6月23日 | 昭和44年11月29日 | 平成15年6月27日 |
| 昭和9年1月15日 | 昭和21年6月25日 | 昭和47年11月30日 | 平成16年6月29日 |
| 昭和9年6月27日 | 昭和23年10月20日 | 昭和48年5月31日 | 平成17年6月29日 |
| 昭和12年6月29日 | 昭和24年3月23日 | 昭和50年5月30日 | 平成18年6月29日 |
| 昭和12年8月25日 | 昭和24年9月29日 | 昭和56年1月30日 | 平成19年6月26日 |
| 昭和12年12月20日 | 昭和26年6月30日 | 昭和57年6月30日 | 平成21年6月25日 |
| 昭和13年6月20日 | 昭和27年11月29日 | 平成3年6月27日 | 平成26年6月25日 |
| 昭和14年12月22日 | 昭和31年11月29日 | 平成5年6月29日 | 平成27年6月24日 |
| 昭和16年6月24日 | 昭和32年5月31日 | 平成6年6月29日 | 平成28年6月27日 |
| 昭和17年6月24日 | 昭和33年11月28日 | 平成10年6月26日 | 令和4年6月23日 |